

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 18 日

各都道府県税務担当課 }
各都道府県市区町村担当課 } 御中

総務省自治税務局電子化推進室

地方法人二税等における申告・納付期限の延長申請の電子化について

「新型コロナウイルス感染症の拡大等による申告期限の取扱いについて（法人課税関係）」（令和 2 年 4 月 21 日付け総務省自治税務局企画課事務連絡）において、申告期限等の延長については、国税における取扱いを踏まえ、事前の申請書等の提出を不要とするなど、柔軟に対応されるようお願いしたところです。

今回、法人税において申告・納付期限の延長申請を行う法人が、地方法人二税及び事業所税について、eLTAX による電子申告と併せて地方税法第 20 条の 5 の 2 第 1 項の規定により法人税と同様の申告・納付期限の延長申請を行う際に申告書に添付する様式として、別添の様式を定めましたので、本様式が添付された場合は申告・納付期限の延長申請があったものとして取り扱うようお願いいたします。

なお、各地方団体において、既に申告書の法人名欄の法人名称の前後に新型コロナウイルス感染症による申告・納付期限延長申請である旨を付記することで申請があったものと取り扱うなどの柔軟な対応をいただいているところですが、本通知はそれらの取扱について変更を求めるものではありませんので、念のため申し添えます。

市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨を御連絡願います。

【連絡先】

総務省自治税務局電子化推進室
担当：畠山係長、羽田事務官
TEL：03-5253-5663

※ 本様式は、国税（法人税）において、事前の延長申請ではなく、申告書に「新型コロナウイルス感染症による申告・納付期限延長申請」と付記して申告書の提出（電子申告を含む。）を行うとともに、地方税の電子申告を同じタイミングで行う法人が、利用できるものです。

申告先地方公共団体 御中

新型コロナウイルスの感染症の拡大等に伴う申告・納付期限の延長について

貴地方公共団体に対する地方税（本様式を添付して申告データを送信する税）の申告について、本様式の添付をもって、同税の申告・納付期限について、国税（法人税）と同様の扱いとするよう、取り計らい願います。

法人の名称	
法人の所在地	
法人番号	
担当者(又は担当税理士)氏名	
連絡先(電話番号)	
事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日
法人税申告書の提出日 (法人税申告データの送信日)	年 月 日